（落札者等の公示）
第13条　契約担当役は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
⑴　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　契約担当役の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
⑶　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
⑷　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
⑸　落札金額又は随意契約に係る契約金額
⑹　契約の相手方を決定した手続き
⑺　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
⑻　随意契約による場合にはその理由
⑼　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第14条　契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第15条　契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。
（苦情の処理）
第16条　契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情の他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員として財務部契約課長を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第17条　学長は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。
附　則
１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、平成16年４月１日以後に締結されるものに関する事務については、この規程は、適用しない。
附　則（平成20年３月26日）
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成26年２月17日規程第22号）
１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規程の施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以降に締結されるものに関する事務については、この規程は、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人埼玉大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　11
１　改正された規則の名称等
国立大学法人埼玉大学政府調達事務取扱細則
（http://www.saitama-u.ac.jp/zaimu/choutatu/index.php　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人埼玉大学財務部財務課
ＴＥＬ048―858―3014

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人千葉大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12
１　改正された規則の名称等
国立大学法人千葉大学政府調達事務取扱規程
（http://www.chiba-u.ac.jp/general/recruit/supply/tender.html　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人千葉大学　財務部契約課
ＴＥＬ043―290―2223

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人東京医科歯科大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
国立大学法人東京医科歯科大学政府調達事務取扱要項
（http://www.tmd.ac.jp/cmn/rules/houki/4hen/7shou/4702seihu.pdf　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人東京医科歯科大学財務施設部財務管理課
ＴＥＬ03―5803―4958（直通）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人東京学芸大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
国立大学法人東京学芸大学政府調達事務取扱細則
（http://www.u-gakugei.ac.jp/~houkis/h16sai110002.html　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人東京学芸大学財務施設部経理課専門職員（契約担当）
ＴＥＬ　042―329―7142

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人お茶の水女子大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
国立大学法人お茶の水女子大学政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続事務取扱規程
学内規則集（http://www.ocha.ac.jp/reiki/index.htm　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人お茶の水女子大学
電話03―5978―5124

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人新潟大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　15
１　改正された規程の名称等
国立大学法人新潟大学政府調達会計規程
（http://www.niigata-u.ac.jp/top/contract260307.html）参照
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人新潟大学　財務部財務企画課総務係
電話025―262―6043、6044

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年３月 31 日
国立大学法人信州大学